

みんなで守る適正取引

～11月は「建設業取引適正化推進月間」です～

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、国土交通省及び都道府県において、**11月を「建設業取引適正化推進月間」とし**、法令遵守に関する活動を集中的に行うこととしています。

北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県では、

「建設業取引適正化推進月間」における取組を以下のとおり予定しています。

1 建設業者を対象とした講習会の開催

新潟・富山・金沢の3会場において、建設業者を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。

- 新潟会場 日時：平成25年11月27日(水) 13:15～16:15
場所：北陸地方整備局 4階会議室（新潟市中央区美咲町1-1-1）
定員：130名 [※申込みはこちら](#)
- 富山会場 日時：平成25年11月19日(火) 9:00～12:00
場所：富山産業展示館(テクノホール) 2階会議室（富山市友杉1682）
定員：180名 [※申込みはこちら](#)
- 金沢会場 日時：平成25年11月18日(月) 13:30～16:30
場所：金沢市ものづくり会館 2階研修室（金沢市粟崎町4-80-1）
定員：120名 [※申込みはこちら](#)

2 立入検査の実施

北陸地方整備局と新潟県・富山県・石川県、中小企業庁が連携し、立入検査を実施します。

立入検査実施にあたり、社会保険等の加入状況の確認等も併せて行います。

3 ポスターの掲示

北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、関係市町村、建設業関係団体において、ポスターを掲示します。

4 ホームページを通じた広報

北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、建設業関係団体において、ホームページを活用し、取引の適正化に関する啓発及び「建設業取引適正化推進月間」の普及に向けた広報を行います。